



センター街・井の頭通り  
センター街BGMについて

シエルモンテ株 03-6804-4425  
info@cielmonter.com

- 名 称 : センター街 BGM
- 場 所 : 渋谷 センター街・井の頭通り
- 設置区分 : 街頭BGM放送
- 広告規模 : スピーカー93台
- 掲出期間 : 2週間 (期日・期間ご相談)
- 掲出料金 : ¥600,000.- (税抜)
- 契約条件 :
  - 商店街に協賛する形での掲出となる為、ナレーション等には事前の審査承認が必要となります。
  - 掲出料金には、BGMの製作費が含まれます。
  - 料金は掲出前日までに現金にてお願い致します。 (消費税別途)
  - BGMの制作日数は、約2週間となります。
  - BGMの入稿については、別紙をご参照下さい。
  - 街の状況により使用できない街頭スピーカーについては、ご容赦下さい。
  - センター街でのイベント等のご要望には可能な限り調整させていただきます。
  - \*その他、広告規約に関しては、別紙をご参照下さい。

## 販売詳細

センター街BGM単独販売をする概要は、以下の通りです。

- センター街エリアジャックのフラッグ製作スケジュールがタイトになっている場合。こちらは、通常販売して

センター街エリアジャックの販売期間に決定が入らなかった時に急遽BGM枠がオープンになります。BGM枠が

オープンになっていない時は、BGMの単独申込は受付できません。また、BGM単独販売を開始してからのフラッグの単独販売に関しましては、ご相談ください。

- ライトボックスの販売において、決定が入った場合。区役所の指導により、ライトボックスとセンター街フラッグの同時掲載は禁止になっておりますので、決定が入り次第フラッグの販売は売り止めになります。その時にBGMの単独販売もオープンになります。（ライトボックスの詳細に関しましてはライトボックスの媒体資料をご覧ください。）

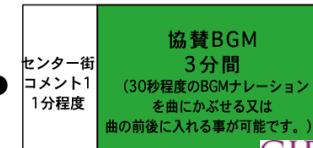
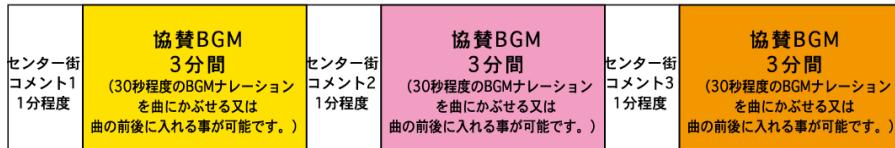
- センター街エリアジャックのイベント販売になった場合。センター街頭スピーカーによる楽曲の放送が可能です。  
など、その時々による楽曲の放送が可能です。  
このイベント販売をいたします。イベント販売につ  
ることがございます。  
\*基本放送時間 11:00~20:00の間繰り返し流れます。  
\*事前に内容の審査があります。  
らでご確認ください。
- BGMは商店街振興組合による指定業社が作成致します。
- 3分間に一度、センター街及び行政のコメントが入ります。
- BGMの出来上がりは下記のような形になります。

BGM 1 枠が 1 日に流れる回数  
(放送時間11時～20時)

1 枠決定	135回程度
2 枠決定	67回程度
3 枠決定	45回程度
4 枠決定	33回程度
5 枠決定	27回程度
6 枠決定	22回程度

最大15曲まで放送可能で、これを1パッケージとし、  
この1パッケージが11:00~20:00までくり返し流れます。

## (BGM構成図)



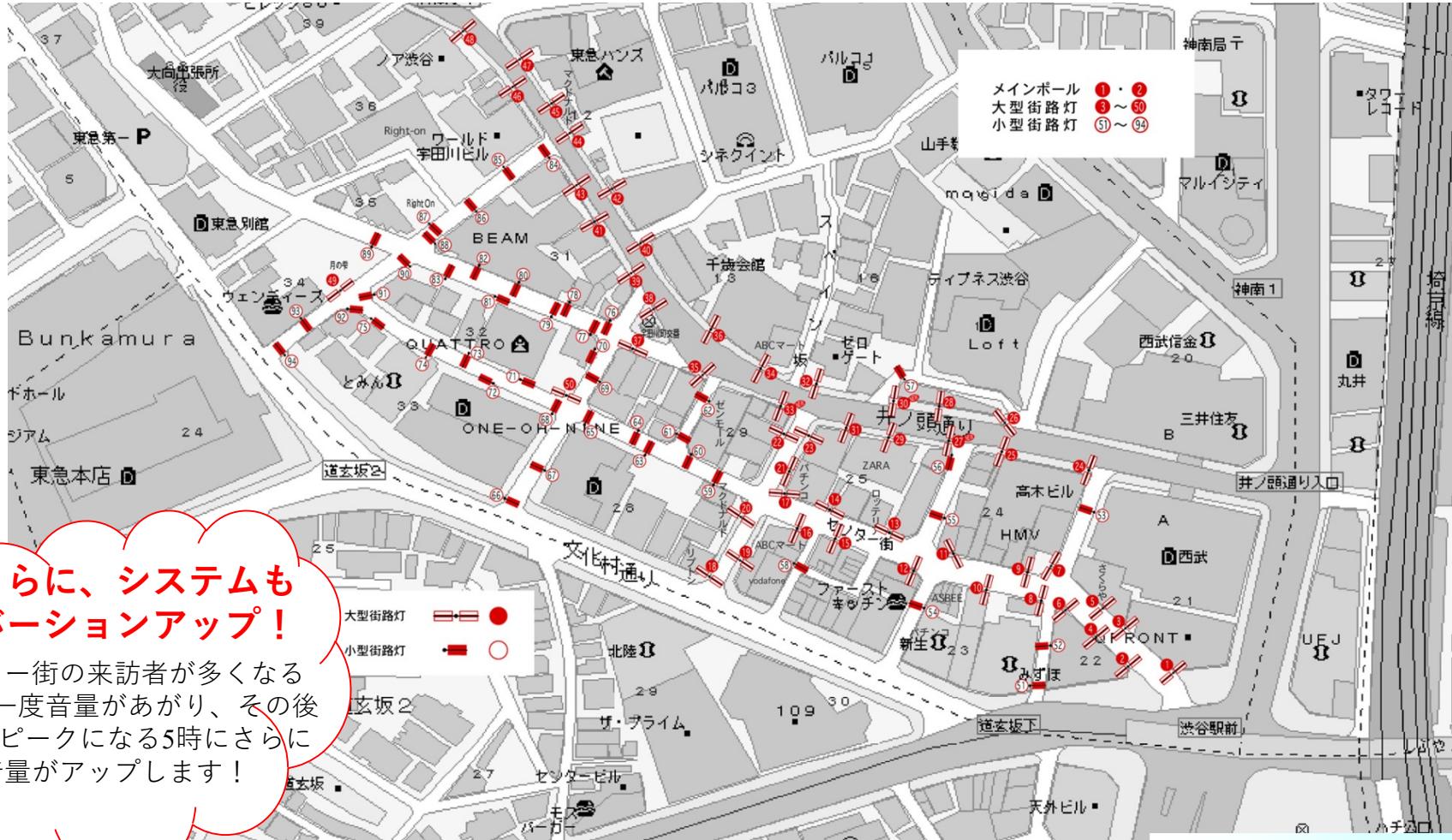
スピーカー設置の内訳は、(番号は下記地図中の物とリンクしています)

1・2→大型スピーカー街路灯1基につき 1台づつ 計 2台  
 3~6→スピーカー街路灯1基につき 2台づつ 計 8台  
 7 →スピーカー街路灯1基につき 1台 計 1台  
 8~50→スピーカー街路灯1基につき 2台づつ 計82台

となりま

大型 街路灯	50基 (100枚)	スピーカー	93台
小型 街路灯	44基 (44枚)	スピーカー	0台
計	94基 (144枚)		93台

\*工事など街の状況により掲出できないFLAGに関してはご容赦下さい。  
 \*FLAGの向きに関しましては、街の状況により予告なしに変更になる場合がありますのでご容赦下さい。



- 媒体は、申込書と内容の異なるものの掲出及び放送は出来ません。
- もし貴社の都合によりキャンセルされる場合は 100%のキャンセル料を申し受けます。
- フラッグ及び BGM の内容・デザインは貴社の任意が原則となります、商店街主催で協賛する形での掲出となりますので、広告内容及びデザインについては、商店街・所轄官庁の審査承認が必要となります。審査結果によっては、**デザインの変更・サイズ変更の指導がある場合がございますので、その場合ご容赦下さい**ようお願い申し上げます。
- 料金は原則として、掲出及び放送開始日までに弊社指定の銀行口座に振込によりお支払いいただくものとし、もし入金の確認を出来ない場合、掲出及び放送を行わないものとします。
- フラッグの製作・取付・撤去及び官公庁届出は、商店街が行うものとします。
- 天災や関係官庁の指導、又はやむを得ない事情等により掲出及び放送を満了出来ない場合、未経過日数分の料金を日割計算により算出し返金いたします。但し、盗難や破損により期間を満了出来なかったものに関してはご容赦下さい。
- 掲出期間中のフラッグの維持管理は弊社並びに商店街が責任をもって行います。もしフラッグにより第三者に危害損傷を与えた場合は、当然の事ながら弊社並びに商店街に於てその一切を処理し、貴社に迷惑を及ぼさないものとします。
- 掲出及び放送に関し問題が生じた場合は、双方誠意をもって協議の上解決を図り、掲出及び放送の実現に向け努力するものとします。
- フラッグのみの使用、もしくは掲出日より1か月をきってもエリアジャックの決定に至らない時は、街頭BGMのみの別募集をする場合がございます。
- 商店街及び役所の指導により、仕様(広告面・本数等)が変更になる事がありますので、**その場合ご容赦下さい**。